



いわむら
岩村みゆき 議員

IWAMURA Miyuki

Q. 災害対応力の強化を

A. 受援計画策定を検討

能登半島地震では災害対応に係るさまざまな課題が明らかになった。決して能登半島地震を他人ごとにしてはならないと思い、質問する。

Q 仮設住宅の早期整備と確保の現状はどうか。

A 産業建設部長
応急仮設住宅については、災害救助法の適用を受けた市町村からの要請で愛知県が設置することになっている。応急仮設住宅が必要となった場合には、速やかに建設用地を確保したうえで県に対し設置を要請していく。

また、令和4年9月に災害時における住宅確保困難者へ賃貸型応急仮設住宅の供与などについて、愛知県住宅供給公社と災害協定を締結しており、被災時には住宅の供給が受けられることになっている。

Q 職員自身も被災者になる可能性があり、限られた職員での対応になる。発災時に各方面からの支援の申し出

に円滑に対応する必要がある。受援体制の計画は。

A 企画調整部長
大規模災害時、町単独の対応は困難なものになる。災害発生直後から、被災地以外の自治体より、災害対策基本法や災害時対応協定に基づき、職員の派遣、物資の提供など、さらに事業者やNPO団体、ボランティアなどによる支援も多く行われる。応援要員の迅速・的確な受け入れを行うため「受援計画」の策定は不可欠であると考えている。現在、策定に向けて検討中である。



災害協定を締結した第一住宅（イメージ図）

Q. 産後ケア事業の現状は

A. 自身に合ったサービスを利用

Q 産後ケア事業の内容は。また、課題はあるか。

A 生活福祉部長
医療機関で宿泊してケアを受けるショートステイ型と日帰りを受けるデイサービス型、自宅に助産師が訪問するアウトリーチ型の3種類を実施している。それぞれのサービスにおいて、母親の健康管理や産後の生活のアドバイス、授乳方法の指導、育児相談などを行っている。

令和3年度開始当時は医療機関が少なく、連続での空きベッドが確保できないなど、医療機関の確保が課題であった。現在は7力所と契約している。また、令和6年度からアウトリーチ型を開始したことで、利用者が自身に合ったサービスを選んで利用いただけるようになった。

Q 昔とは家族の形態が変わってきている。誰でも気軽に利用できる事業になるべきと考える。豊山町産後ケア事業実施要綱の対象者について見直しをお願いしたい。

A 生活福祉部長
国は令和5年度に対象者について「心身の不調又は不安がある者」から「産後ケアを必要とする者」へ見直した。本町においても令和7年度に向け要綱を見直し、対象者の拡大を図ってまいりたい。

